

〈 変動金利定期預金 〉 商品概要説明書 (1)

平成24年7月4日現在

1. 商品名	変動金利定期預金									
	〈 単利型 〉	〈 複利型 〉								
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。 (法人および個人)	個人の方のみご利用できます								
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年、2年、3年 満期日指定方式 1年超3年未満 	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年 								
4. 預入										
預入方法	一括預入いただきます。									
預入金額	100円以上									
預入単位	1円単位									
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。									
6. 利息										
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヶ月ごとに利率を変更します。変更後の利率は店頭に表示している「指標金利」に預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の上乗せ利率を加えたものを適用します。 <p style="text-align: center;">〈 指 標 金 利 〉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>お預け入れ金額</th> <th>指標となる金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預入金額300万円未満</td> <td>スーパー定期300万円未満 6ヶ月もの店頭表示金利</td> </tr> <tr> <td>預入金額300万円以上 1,000万円未満</td> <td>スーパー定期300万円以上 6ヶ月もの店頭表示金利</td> </tr> <tr> <td>預入金額1,000万円以上</td> <td>大口定期預金6ヶ月もの店頭表示金利</td> </tr> </tbody> </table> <p>自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。</p>		お預け入れ金額	指標となる金利	預入金額300万円未満	スーパー定期300万円未満 6ヶ月もの店頭表示金利	預入金額300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期300万円以上 6ヶ月もの店頭表示金利	預入金額1,000万円以上	大口定期預金6ヶ月もの店頭表示金利
お預け入れ金額	指標となる金利									
預入金額300万円未満	スーパー定期300万円未満 6ヶ月もの店頭表示金利									
預入金額300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期300万円以上 6ヶ月もの店頭表示金利									
預入金額1,000万円以上	大口定期預金6ヶ月もの店頭表示金利									
利払方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入日から6ヶ月ごとの中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は、約定利率×70%により計算します。 	満期日以後に一括してお支払いします。								
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算								
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方のお利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。 									
	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 									

〈 変動金利定期預金 〉 商品概要説明書 (2)

平成24年7月4日現在

8. 手数料	—																						
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座のお取扱い 個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高500万円（ただし、担保定期預金の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。 																						
10. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p style="text-align: center;">〈 期限前解約利率 〉</p> <table border="1" data-bbox="542 884 1420 1243"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定期間 解約日 までの預入期間</th> <th style="text-align: center;">1年以上3年未満</th> <th style="text-align: center;">3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>		約定期間 解約日 までの預入期間	1年以上3年未満	3年	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%
約定期間 解約日 までの預入期間	1年以上3年未満	3年																					
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																					
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																					
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%																					
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																					
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																					
2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%																					
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。																						
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>																						

〈 変動金利定期預金 〉 商品概要説明書 (3)

平成24年7月4日現在

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。）は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 元金継続型・・・満期日にお利息を元金に加えて継続します。 利息受取型・・・満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。・この預金は、「自由金利型定期預金（M型）規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は、窓口までお申し付けください。・預金保険制度の付保対象預金です。・当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてについて、名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が最低保障されます。
----------------	--